

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年11月20日（平成29年（行情）諮問第441号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（行情）答申第473号）

事件名：名古屋国税局における功績者表彰（局長表彰）受彰に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度功績者表彰（局長表彰）受彰者関係書類 ただし、平成28年度功績者表彰（局長表彰）受彰者一覧表，局長表彰内申書等及び局長表彰団体構成員名簿等」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別紙2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年7月21日付け名局公開48により名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

黒塗りによる不開示部分が多すぎて，文書の内容が全く分からないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

処分庁は，次の（1）から（4）を不開示の理由として，一部開示決定（原処分）を行った。

（1）特定の個人又は法人等に関する情報で，次のア又はイの理由により，法5条1号又は2号イに該当するものとして不開示とする。

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で，公にすることにより，当該法人等又は事業を営む個人が取引先等から

警戒心をもって臨まれること、あるいは契約交渉などにおいて不利益となるなど、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの支障を及ぼすおそれがあり、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 税務調査等に関する情報で、次のア又はイの理由により、法5条6号本文及びイに該当するものとして不開示とする。

ア 個別の税務調査又は税理士調査に係る情報が記載されており、これを公にした場合には、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることから、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 税務調査等に関する国税当局の着眼点や調査手法が記載されており、これを公にすることにより、国税当局が行う税務調査等の手法や納税者等についての情報をどの程度把握しているかといった、税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり、税務調査等への対策を講じることが可能にするなど、税務調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

(3) 滞納整理に関する情報で、次のア又はイの理由により、法5条6号本文及びイに該当するものとして不開示とする。

ア 個別の滞納整理に係る情報が記載されており、これを公にした場合には、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることから、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 滞納整理に関する国税当局の着眼点や手法が記載されており、これを公にすることにより、国税当局が行う滞納整理の手法や滞納者についての情報をどの程度把握しているかといった、滞納整理に係る手の内を明らかにすることになり、国税の徴収を免れるための財産の隠匿や滞納整理への対策を講じることが可能にするなど、滞納整理において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

(4) 受彰者の個人に関する情報が記載されており、これらは個人に関する情報であって、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報並びに職務の遂行に係る情報と認められるものではなく、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当することから不開示とする。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、不開示となった部分について開示を求めていることから、原処分で不開示とした部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ、別紙1に掲げる部分には不開示情報は認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において上記1（1）に該当するとして不開示とした部分（別紙1及び下記3に掲げる部分を除く。）には、業種、役職名などが記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当することから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

また、法5条1号ただし書ハは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報については同号における不開示部分から除くと規定している。

原処分において上記1（4）に該当するとして不開示とした部分（下記3に掲げる部分を除く。）には、法5条1号に該当する職員個人の情報が記載されており、当該情報は、法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されておらず、また、当該職員の職及び職務遂行の内容に係る部分ではないことから、法5条1号ただし書イに該当しないため不開示情報に該当すると認められる。

(2) 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において、上記1（1）に該当するとして不開示とした部分（別紙1及び下記3に掲げる部分を除く。）には、法人に関する情報若しくは個人の事業に関する情報として、具体的な事業内容、取引内容などが記載されており、これらの情報は、公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当することから法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

原処分において上記1(2)に該当するとして不開示とした部分(別紙1及び下記3に掲げる部分を除く。)には、増差所得、不正所得など、特定の個人又は法人等に対する税務調査において把握した情報が記載されている。

また、原処分において上記1(3)に該当するとして不開示とした部分(下記3に掲げる部分を除く。)には、滞納発生額、滞納残額など、特定の個人又は法人等に対する滞納整理において把握した情報が記載されている。

これらの情報は、通常公表されることのない情報であり、公にすることにより、国税当局に対する信頼を失墜させ納税者等の理解と協力が得られなくなることから、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することから法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(4) 法5条6号イ該当性

法5条6号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において上記1(2)に該当するとして不開示とした部分(別紙1及び下記3に掲げる部分を除く。)には、調査手法、不正の手口、不正の把握に至った経緯が記載されており、公にすることにより、調査手法等についての対策が講じられ、今後の税務調査において正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくは違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報に該当することから法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

また、原処分において上記1(3)に該当するとして不開示とした部分(下記3に掲げる部分を除く。)には、滞納整理における手法、差押えに至った経緯が記載されており、公にすることにより、国税の徴収を免れるための財産の隠匿や滞納整理への対策を講じられ、今後の滞納整理において正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくは違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報に該当することから法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 不開示とした理由の追加等について

(1) 原処分において上記1(1)に該当するとして不開示とした「平成2

8年度功績者表彰（局長表彰）受彰者一覧表」の「受彰者名の一部」，15頁目の「局長表彰内申書《団体用》」の「団体名の一部」及び16頁目の「局長表彰団体構成員名簿」の「団体名の一部」について見分したところ，法5条1号及び2号イに該当する情報は認められなかった。

しかしながら，当該部分には，調査対象となった法人の種類について記載されており，当該情報について公にすることにより，今後，同種の法人が，国税当局の税務調査に対する対策を講じるなど，税務調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

- (2) 原処分において上記1(1)に該当するとして不開示とした9頁目ないし17頁目の「局長表彰内申書《団体用》」の「業種目」について見分したところ，法5条1号及び2号イに該当する情報は認められなかった。

しかしながら，「業種目」には，調査対象となった法人の業種が記載されており，当該情報について公にすることにより，今後，同種の法人が，国税当局の税務調査に対する対策を講じるなど，税務調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

- (3) 原処分において不開示とした「局長表彰内申書《団体用》」及び「局長表彰内申書《個人用》」の「増差所得（滞納発生額）」，「不正所得（整理済額）」及び「増差税額（滞納残額）」は，法人に関する情報若しくは個人の事業に関する情報であり，公にすることにより，当該法人若しくは当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

また，「増差所得（滞納発生額）」，「不正所得（整理済額）」及び「増差税額（滞納残額）」は，通常公表されることのない情報であり，公にすることにより，国税当局に対する信頼を失墜させ納税者等の理解と協力が得られなくなり，今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

- (4) 原処分において上記1(1)に該当するとして不開示とした17頁目の「局長表彰内申書《団体用》」の「表彰に値すると認められる理由」（別紙1に掲げる部分を除く。）及び「具体的内容」には，調査により得られた法人の具体的な事業内容，取引内容が記載されており，これらの情報は，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

また，調査により得られた情報を公にすることにより，国税当局に対

する信頼を失墜させ納税者等の理解と協力が得られなくなることから、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

- (5) 原処分において上記1(4)に該当するとして不開示とした34頁目の「局長表彰内申書《個人用》」の「「表彰に値すると認められる理由」の一部」及び「「具体的内容」の一部」について見分したところ、法5条1号に該当する情報は認められなかった。

しかしながら、当該部分には、個別相談等に來た納税者及び対応状況の詳細が記載されており、公にすることにより、国税当局に対する信頼を失墜させ納税者等の理解と協力が得られなくなり、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、原処分で不開示とした部分のうち、別紙1に掲げる部分については、開示することが妥当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年11月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月30日 | 審議 |
| ④ 令和元年12月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 令和2年1月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部につき、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き（原処分の行政文書開示決定通知書には「6号本文」とあるが、「6号柱書き」の誤りと認められる。）及びイに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙1に掲げる部分は開示することが妥当であるとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示理由を一部追加及び変更し、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別紙2の5欄に掲げる部分）

ア 別紙2の番号1，番号25及び番号30

当該部分に記載された情報は、税務調査の対象となった法人の種類を示すと認められるものの、表彰される団体名の一部であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

イ 別紙2の番号3，番号6，番号26①，番号40，番号46①及び番号57

当該部分に記載された情報は、税務調査の対象となった個人の職種、法人の種類、調査種別及び税務調査における各種業務並びに税務調査における対象者の対応状況等に関する情報と認められるものの、一般的な記載にとどまり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 別紙2の番号8，番号9，番号12，番号20，番号29，番号35，番号54①，番号55①，番号56，番号59①及び番号60①

当該部分に記載された情報は、法人の種類、税務調査における各種業務、調査種別及び税務調査において把握された非違事項等に関する情報と認められるものの、一般的な記載にとどまる情報、本件対

象文書において既に開示されている部分と同旨の情報又は当該部分から容易に推測できる情報であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 別紙2の番号26②及び番号39

当該部分に記載された情報は、税務調査の対象となった法人の事業並びに滞納整理における担当者及び各種業務に関する情報と認められるものの、一般的な記載にとどまる情報、本件対象文書において既に開示されている部分と同旨の情報又は当該部分から容易に推測できる情報であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 別紙2の番号46②、番号51及び番号64

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査において把握された増差所得、増差課税価格、不正所得及び増差税額等の合計額並びに調査件数及び調査1件当たりの平均値等であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 別紙2の番号41、番号45、番号48、番号53、番号58及び番号63

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査の結果把握された増差所得、不正所得及び増差税額の合計額等であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 別紙2の番号42、番号54②、番号55②、番号59②及び番号60②

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査の結果把握された増差所得、不正所得及び増差税額等の合計額等であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等

並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 別紙2の番号49

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査の結果把握された増差課税価額及び重加対象課税価額の合計額であり、国税当局の税務調査や滞納整理における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査や滞納整理において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査や滞納整理への対策を講じるなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別紙2の3欄に掲げる部分)

ア 別紙2の番号2、番号5の「1 事案の概要等」及び「3 その他」、番号8、番号12、番号16の「1 事案の概要」及び「2 調査の経緯等」、番号20、番号24、番号29、番号38、番号4

2, 番号59並びに番号60

当該部分に記載された情報は、調査等対象者の選定方法及び選定理由等並びに国税当局による税務調査の各種手法、調査展開、処理事績、税務調査において把握した不正計算の方法等を示すもの、滞納処分の対象となった法人の概要及び課税処理状況並びに滞納処分における検討事項及び滞納処分において把握した情報等を示すものであり、税務調査及び滞納整理の取組状況や方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙2の番号4, 番号7, 番号11及び番号37

当該部分に記載された情報は、税務調査において把握された増差所得、不正所得及び増差税額に関する情報と認められ、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた法人や事業を営む個人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人や事業を営む個人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり、当該法人や事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙2の番号5の「2 調査結果」、番号15及び番号16の「3 非違の内訳」

当該部分に記載された情報は、申告件数、増差所得、不正所得、増差税額及び重加算税並びにその合計額等に関する情報、税務調査において把握された文書名、不納付文書の通数、不納付税額及び過怠税額等や不正還付等の対象となった対象者に関する情報と認められ、他の情報と照合することにより、当該税務調査を受けた法人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり、当該法人の権

利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

エ 別紙2の番号10，番号14，番号18，番号22，番号36，番号44及び番号62

当該部分に記載された情報は，税務調査や滞納整理の対象となった納税者に係る業種に関する情報であり，税務調査等の対象の選定状況を示唆するものであると認められる。

当該情報は，国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり，さらに，税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば，これを公にすると，一部の納税者等が調査対象等となることを予測し，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

オ 別紙2の番号13

当該部分に記載された情報は，調査法人の経営方針に関する情報と認められ，他の情報と照合することにより，該当する法人が特定される可能性を否定できず，これを公にすると，当該法人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条1号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

カ 別紙2の番号17，番号21，番号26，番号39，番号43，番号46，番号52，番号61及び番号64

当該部分に記載された情報は，調査等対象者の選定方法及び選定理由等並びに国税当局による税務調査及び滞納整理の各種手法，調査展開，処理事績，税務調査において把握した不正計算の方法等を示すものであり，税務調査及び滞納整理の取組状況や方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は，国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり，さらに，税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば，これを公にす

ると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 別紙2の番号19及び番号23

当該部分に記載された情報は、滞納整理の対象となった法人における滞納発生額、滞納整理済額及び滞納残額に関する情報と認められ、他の情報と照合することにより、当該滞納整理の対象となった法人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人が滞納整理の対象となった事実が明らかになる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 別紙2の番号27及び番号32

当該部分に記載された情報は、税務調査や査察調査の対象となった納税者に係る業種に関する情報であり、税務調査等の対象の選定状況を示唆するものであると認められるため、上記エと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 別紙2の番号28、番号31及び番号33

当該部分に記載された情報は、調査法人の経営方針や具体的な事業内容等に関する情報並びに税務調査や査察調査において把握された増差所得、不正所得及び増差税額に関する情報と認められ、他の情報と照合することにより、該当する法人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 別紙2の番号34

当該部分に記載された情報は、査察調査事案の各段階において実施した裏付調査及び把握した犯則事実並びに告発等の事案処理状況に関する具体的かつ詳細な情報を示すものであり、税務調査の取組状況や

税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 別紙2の番号47

当該部分に記載された情報は、国税職員個人の勤務形態等に関する情報であり、近親者等一定範囲の者にとっては、当該職員を特定する手がかりとなるものであり、私生活に関するものであることから、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、他に同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

シ 別紙2の番号49

(ア) 20行目の不開示部分

当該部分に記載された情報は、情報収集の対象となった納税者に係る業種に関する情報であり、税務調査等の対象の選定状況を示唆するものであると認められるため、上記エと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 24行目及び25行目並びに最下部の表の不開示部分

当該部分に記載された情報は、特定税務署における相続税調査に係る調査件数、重加賦課件数及び重加賦課割合等に関する情報であると認められる。

相続税の調査対象者は相続があった者に限られており、所得税や法人税等の税目と比較して対象者数が少ないことから、特定税務署

における相続税調査の件数が明らかになると、統計情報として公表されている署別の被相続人数から、署の相続税調査の接触割合が明らかとなる結果、選定状況を示唆することとなり、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分

当該部分に記載された情報は、国税職員個人の勤務形態等に関する情報であり、上記サと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ス 別紙2の番号50

当該部分に記載された情報は、個別相談等における国税当局と納税者との対応状況に関するものであり、当該部分は、国税当局における認識や理解に基づき記載されていると認められるとともに、納税者等においても、通常外部に公表されることを欲しない性質の情報に当たると認められることから、これを公にすると、国税当局に対する信頼を失墜させ納税者等の理解と協力が得られなくなり、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

セ 別紙2の番号51

当該部分に記載された情報は、個別相談等における国税当局と納税者との対応状況に関するものであり、当該部分は、国税当局における認識や理解に基づき記載されていると認められるとともに、納税者等においても、通常外部に公表されることを欲しない性質の情報に当たると認められることから、上記スと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ソ 別紙2の番号54及び番号55

(ア) 「1 施策の概要」の「3 調査事績等」に記載された1件当たり増差所得、1件当たり増差税額及び1件当たり増差保有財産並びに36頁目最下部の表「継続2管理事案に対する調査事績(平成2

8年12月末現在)」

当該部分に記載された情報は、特定税務署特別国税調査官及び名古屋国税局の区分ごとに富裕層に対する所得税調査に係る計画件数（全期）、処理件数、進ちよく（対計画）、連携調査件数及び特定資料収集枚数並びに1件当たりの増差所得、増差税額及び増差保有財産等を示すものであり、国税当局の富裕層に対する税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）その余の部分

当該部分に記載された情報は、調査等対象者の選定方法及び選定理由等並びに国税当局による税務調査の各種手法、調査展開、処理事績、税務調査において把握した不正計算の方法等を示すものであり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められるため、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙2の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1（諮問庁が開示することが妥当とする部分）

頁目	番号	開示することが妥当とする部分
2	1	「具体的内容」欄 1 0 行目 2 3 文字目ないし 1 1 行目 1 文字目
7	2	「具体的内容」欄 1 1 行目 1 8 文字目ないし 2 6 文字目, 1 2 行目 2 文字目ないし 2 0 文字目及び 1 5 行目 1 9 文字目ないし 2 6 文字目
1 7	3	「表彰に値すると認められる理由」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 3 行目 2 2 文字目ないし 4 行目 5 文字目
	4	「具体的内容」欄 4 行目 3 3 文字目ないし 5 行目 3 文字目, 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 2 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 2 0 文字目ないし 3 2 文字目, 2 2 行目 2 6 文字目ないし 2 8 文字目, 2 2 行目 3 9 文字目ないし 2 3 行目 2 文字目, 2 4 行目 1 3 文字目ないし 1 8 文字目並びに 2 5 行目 1 文字目ないし 3 文字目
2 1	5	「具体的内容」欄 6 行目 3 5 文字目ないし 3 9 文字目, 1 4 行目 2 2 文字目ないし 3 0 文字目及び 1 7 行目 3 文字目ないし 5 文字目
2 5	6	「具体的内容」欄 1 7 行目 3 1 文字目ないし 1 8 行目 5 文字目, 2 2 行目 2 0 文字目, 2 3 行目 9 文字目ないし 1 8 文字目及び 2 5 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目
2 9	7	「具体的内容」欄 2 7 行目 9 文字目及び 1 0 文字目
3 2	8	「日数（人日）」欄 1 文字目ないし 5 文字目
3 8	9	「具体的内容」欄 1 7 行目 2 5 文字目ないし 3 2 文字目
4 4	1 0	「具体的内容」欄 1 2 行目 4 文字目ないし 1 9 文字目

別紙 2

1 頁目	2 番号	3 項目	4 不開示 維持理由 (法5条)				5 開示すべき部分
			1 号	2 号 イ	6 号 柱 書き	6 号 イ	
1	1	「受彰者名」欄				○	全て
2	2	「表彰に値すると認められる理由」欄	○	○	○	○	
	3	「業種目」欄			○	○	全て
	4	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	
	5	「具体的内容」欄	○	○	○	○	
5	6	「業種目」欄			○	○	全て
	7	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	
	8	「具体的内容」欄	○	○	○	○	7行目21文字目ないし 23文字目，8行目1文字目ないし5文字目， 14行目16文字目ないし 20文字目及び20行目 6文字目ないし20文字目

7	9	「表彰に値すると認められる理由」欄	○	○	○	○	全て
	10	「業種目」欄			○	○	
	11	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	
	12	「具体的内容」欄	○	○	○	○	17行目35文字目ないし18行目10文字目及び21行目ないし24行目
9	13	「表彰に値すると認められる理由」欄	○	○			
	14	「業種目」欄			○	○	
	15	「非違通数」， 「不納付税額（整理済額）」 及び「過怠税額（滞納残額）」欄	○	○	○	○	
	16	「具体的内容」欄	○	○	○	○	
11	17	「表彰に値すると認められる理由」欄			○	○	
	18	「業種目」欄			○	○	
	19	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄	○	○	○	○	
	20	「具体的内容」欄	○	○	○	○	21行目3文字目ないし

		欄					19文字目
13	21	「表彰に値すると認められる理由」欄			○	○	
	22	「業種目」欄			○	○	
	23	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄	○	○	○	○	
	24	「具体的内容」欄	○	○	○	○	
15	25	「団体名」欄				○	全て
	26	「表彰に値すると認められる理由」欄			○	○	①1行目2文字目ないし15文字目及び30文字目ないし34文字目，2行目20文字目ないし23文字目及び28文字目ないし41文字目並びに4行目39文字目ないし42文字目 ②4行目17文字目ないし21文字目及び33文字目ないし38文字目
	27	「業種目」欄				○	
	28	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄	○	○	○		

	29	「具体的内容」欄	○	○	○	○	2行目8文字目ないし11文字目, 8行目1文字目ないし5文字目及び10文字目ないし19文字目, 10行目3文字目ないし24文字目及び29文字目ないし32文字目, 11行目3文字目ないし11文字目, 14行目5文字目ないし16文字目並びに16行目34文字目ないし37文字目
16	30	「団体名」欄				○	全て
17	31	「表彰に値すると認められる理由」欄	○	○	○		
	32	「業種目」欄				○	
	33	「増差所得（滞納発生額）」, 「不正所得（整理済額）」及び「増差税額（滞納残額）」欄	○	○	○		
	34	「具体的内容」欄		○	○	○	
21	35	「表彰に値すると認められる理由」欄	○	○	○	○	全て
	36	「業種目」欄			○	○	
	37	「増差所得（滞納発生額）」, 「不正所得（整理済額）」及び「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	
	38	「具体的内容」欄	○	○	○	○	

2 4	3 9	「具体的内容」欄			○	○	1 行目及び最下部の表 「滞納整理実績（各年7月～1月）」の表題の全て
2 5	4 0	「業種目」欄			○	○	全て
	4 1	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	全て
	4 2	「具体的内容」欄	○	○	○	○	1 行目 3 6 文字目ないし 2 行目 1 4 文字目
2 9	4 3	「表彰に値すると認められる理由」欄			○	○	
	4 4	「業種目」欄			○	○	
	4 5	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	全て
	4 6	「具体的内容」欄			○	○	① 7 行目 ② 最下部の表の全て
3 2	4 7	「表彰に値すると認められる理由」欄	○				
	4 8	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	全て
	4 9	「具体的内容」欄	○		○	○	最下部の表のうち「増差課税価額」欄及び「重加対象課税価格」欄

3 4	5 0	「表彰に値すると認められる理由」欄			○		
	5 1	「具体的内容」欄			○	○	1 6 行目
3 5	5 2	「表彰に値すると認められる理由」欄			○	○	
	5 3	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	全て
	5 4	「具体的内容」欄	○	○	○	○	① 1 1 行目 2 2 文字目ないし 1 2 行目 1 1 文字目及び 1 7 行目 2 9 文字目ないし 1 8 行目 2 3 文字目 ② 2 0 行目 5 文字目ないし 1 3 文字目及び 3 4 文字目ないし 4 1 文字目並びに 2 2 行目 2 1 文字目ないし 2 6 文字目
3 6	5 5	「具体的内容」欄	○	○	○	○	① 1 9 行目ないし 2 2 行目， 2 7 行目 1 1 文字目ないし 3 1 文字目及び 3 2 行目 2 6 文字目ないし 3 3 行目 3 2 文字目 ② 最下部の表の「処理事績」欄に係る「所得税」の「増差所得」欄，「所得税」の「増差税額」欄及び「増差保有財産」欄並びに「分析」欄に係る「1 日当たり（所得税）」の「増差所得」欄

						及び「増差税額」欄	
38	56	「表彰に値すると認められる理由」欄	○	○	○	○	全て
	57	「業種目」欄			○	○	全て
	58	「増差所得（滞納発生額）」， 「不正所得（整理済額）」及び 「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	全て
	59	「具体的内容」欄	○	○	○	○	①6行目30文字目ないし7行目8文字目，7行目17文字目ないし19文字目及び29文字目ないし37文字目，8行目4文字目及び5文字目，8行目13文字目ないし22文字目，14行目23文字目ないし33文字目，16行目22文字目ないし17行目1文字目，19行目17文字目ないし28文字目，19行目37文字目ないし20行目2文字目並びに20行目29文字目ないし21行目9文字目 ②最下部の表中の各項目名に係る部分並びに「年度」欄及び「消費税追徴本税額①」欄

4 3	6 0	「具体的内容」欄	○	○	○	○	① 2 行目 2 6 文字目ないし 3 行目 5 文字目, 4 行目 1 3 文字目ないし 5 行目 1 3 文字目及び 6 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目 ② 1 2 行目及び 1 3 行目並びに 1 4 行目の「増差所得金額」欄, 「不正所得金額」欄及び「追徴税額」欄
4 4	6 1	「表彰に値すると認められる理由」欄			○	○	
	6 2	「業種目」欄			○	○	
	6 3	「増差所得（滞納発生額）」, 「不正所得（整理済額）」及び「増差税額（滞納残額）」欄		○	○	○	全て
	6 4	「具体的内容」欄			○	○	2 0 行目 2 3 文字目ないし 2 1 行目 3 文字目並びに最下部の表

(注) 「頁目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。「○」欄の名称は行数に数えない。

文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も 1 文字と数え、空白部分を数えない。